

青が生第634号
平成29年2月23日

各市町村長 殿

青森県健康福祉部長
(公 印 省 略)

市町村におけるがん検診精度管理水準の向上について

本県のがん対策の推進にあたっては、平素より、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国は、がん対策推進基本計画においてがん検診の受診率50%以上を目標として掲げ、がんの早期発見・早期治療に取り組んでいるところであり、県においても、第二期青森県がん対策推進計画において、同様の目標を掲げ取り組んでいます。また、がん対策基本法第13条では、国及び地方公共団体は、がん検診の事業評価の実施など、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずることとされているところです。

近年、国においては、がん検診の精度管理水準の評価基準となる市区町村チェックリスト調査を毎年実施し、「健康診査管理指導等事業実施のための指針」（平成20年3月31日付け厚生労働省健康局総務課長通知）に基づき、各都道府県における精度管理の評価や、研修会等を通じた評価の活用方法の紹介を行うなど、精度管理に係る取組の強化を図っているところです。本県においても、青森県生活習慣病検診管理指導協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、市町村等に係るがん検診の精度管理に関する評価、検討を行っているところです。

この度、同協議会での検討結果及び平成28年度「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」の県試算結果に基づき、下記のとおり市町村の取り組むべき事項を取りまとめましたので、これらの事項を踏まえ、がん検診の精度管理により一層取り組むよう願います。

なお、平成28年度「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」の県試算結果を添付しますので、貴自治体のがん検診精度管理業務の参考としてください。

記

1 重点的に取り組むべき事項

受診勧奨、精密検査及び仕様書に係る取組を強化すること。具体的な方法については次のとおり。

(1) 受診勧奨

- ① 対象者全員に対して、個別に受診勧奨を行うこと。
- ② 対象者に対して、受診勧奨時にかん検診の意義と要精密検査になった場合に必ず

精密検査を受診することが必要であることを認識させる取組（広報、リーフレット等）の強化に努めること。（※1）

③ 未受診者に対して、個別に受診勧奨を行うこと。

（2）精密検査

① 検診及び精密検査の検査方法や結果が、医療機関から漏れなく報告されていない場合は改善に努めること。（※1、※2）

② 市町村・検診機関・精密検査機関で精密検査結果を共有すること。

③ 精密検査機関が不適切な精密検査を実施している場合、適切な精密検査を実施するように求めること。（適切な精密検査については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」または「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」等を参照。）

④ 特に個別検診において、精密検査未受診・未把握を正しく区別し、未受診者全員への個別受診勧奨を実施すること。

⑤ 特に個別検診において、要精検者に受診可能な精密検査機関の情報を提示すること。

（3）仕様書

① 基準に沿った仕様書を作成し、委託検診機関を選定すること。（※1）

（※1）… 市町村と検診機関との連携が必要なため、同様の事項を検診機関に対しても依頼します。

（※2）… 医療機関（精密検査機関）との連携が必要なため、県においても県医師会の協力を得ながら、精密検査機関等へ協力を依頼する予定です。

2 継続的に取り組むべき事項

① 住民基本台帳に基づいた対象者名簿を作成し、対象者数を把握すること。

② 個人別の受診台帳を作成し、過去の受診歴及び精密検査歴を把握し、記録すること。

③ 検診機関に対して、精度管理評価のフィードバックを行うこと。

④ がん発見率、陽性反応適中度、早期がん割合を把握し、全体、性別・年齢5歳階級別、検診機関別、検診受診歴別に集計すること。

担当：がん・生活習慣病対策課

がん対策推進グループ 元山

電話：017-734-9216

FAX：017-734-8045

Mail：kanako_motoyama@pref.aomori.lg.jp